

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-54 排出ガス等発散防止装置</p> <p>7-54-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。(保安基準第31条第1項)</p> <p>(2) 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を7-55から7-57までの基準に適合させるものでなければならない。(保安基準第31条第8項関係)</p> <p>(3) 尿素選択還元型触媒システム又はアンモニア水を用いたNOx低減装置を備えた自動車にあっては、排気管の開口部から排気流の方向に30cm程度離れた位置の排出ガスを鼻に向けて手で煽りながら希釈して嗅いだ際にアンモニア臭が認められるものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p>	<p>8-54 排出ガス等発散防止装置</p> <p>8-54-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。(保安基準第31条第1項)</p> <p>(2) 尿素選択還元型触媒システム又はアンモニア水を用いたNOx低減装置を備えた自動車にあっては、排気管の開口部から排気流の方向に30cm程度離れた位置の排出ガスを鼻に向けて手で煽りながら希釈して嗅いだ際にアンモニア臭が認められるものは、(1)の基準に適合しないものとする。</p>